

第1回神戸市個人情報保護審査会 議事録

1. 日 時 令和5年4月14日（金）10時00分～11時22分

2. 場 所 市役所1号館14階 AV1会議室

3. 出席者

(1) 審査会委員（敬称略・五十音順）

浅利慶太、興津征雄、海道俊明、鎌田裕代、玉置久、灘本明代、丸山敦裕

(2) 実施機関の職員

市長室市民情報サービス課長 ほか

(3) 事務局の職員

市長室長、市民情報サービス課長 ほか

(4) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

・個人情報保護法の直接適用に伴う法第69条（利用及び提供の制限）に係る判断基準について

5. 議事要旨

議題の審議に先立ち、会長、副会長の選任が行われた。委員の互選により、会長には丸山敦裕委員、副会長には玉置久委員が選任された。

引き続き、運営要綱及び傍聴要領の制定、並びに運営要綱で定められた審査部会及び点検部会の部会委員の選出が行われた。

(1) 審 議

・個人情報保護法の直接適用に伴う法第69条（利用及び提供の制限）に係る判断基準について

市長室市民情報サービス課から、個人情報保護法の直接適用を受けることに伴い、法第69条に規定された保有個人情報の利用及び提供の制限について、実施機関の職員が個別具体的に判断を行うにあたっての基準を策定するため、条例第8条第1項第2号の規定に基づき審査会へ諮問した旨、並びにその概要について説明がなされた。

○委 員 ただいまの事務局の説明によりますと、法第69条の規定中に記載の法令に基づく場合や、相当の理由や特別の理由が不確定な要素であり、具体的な指標が必要とのことです。一応、内容的に、法令に基づく場合、相当な理由があるとき、特別な理由があるときと、3つに分かれておりますので、まず、法令に基づく場合について見ていきたいと思っております。この青で括弧しているところが、今回新たにご提案いただいている内容でございますが、その基準としては提供についての公益性が十分にある又は優越していると判

断した上で必要最小限の保有個人情報、こういうものにあたる場合には提供が許されるということで、それにあたるかどうかは具体的な利益衡量を行うと、そしてその利益衡量の際の衡量事項として、①から⑦のものがあると。こういうことと理解しているところですが、ご提案いただいている内容につきまして、ご質問、あるいは修正や追加等のご意見がございましたら、ご発言いただければと思います。

○委員 はい、二つ発言させていただきます。

一つは、法令に基づく場合とその他のケースについても関わることなんです。青の枠囲みで括られた部分は、神戸市の基準としてこれから策定をしようとしているものだと思います。この案を起案するにあたってですね、何かひな形とかが国から示されていたり、周辺の自治体などと情報交換をしたうえで横並びで作られたものなのか、それとも特にそういったことがなく、神戸市の中において独自に起案をされたものなのか、ということをお教えいただきたいというのが一つ目です。二つ目は、この法令に基づく場合についての基準なんです。2ページの②のところは法令上の義務がある場合と、根拠がある場合と、例示的に列挙されています。このうちの上の i ii iii については、法令上義務があるということですので、おそらく、この青色の囲んだ部分の利益衡量を独自にすることなく、義務に応じて裁判所からの文書提出命令があれば、提出をすることになるのかなと思うのですが、その理解で間違いがないかどうかということ、それに対して、後半の i ii iii については、法令の根拠があるんだけど、法令上義務という体裁ではないと思いますので、この後半の i ii iii について、例えば、照会があった時にはこの青色の衡量要素を比較衡量した上で判断することになるのかと、そういう理解で良いかどうかという点をお尋ねしたいと思います。これが2点目です。よろしくをお願いします。

○委員 ただ今のご質問ですけれども、この青の枠囲みで今回ご提案いただいたものが、国やあるいは他の自治体のものを参照した上で、ある種、横並びのような形で定められているものなのかという質問でした。もう1点目は、この度ご提案いただいている内容が、法令で義務付けられている場合には、特に適用がないというか参照の必要がなく、むしろ根拠規定のみが置かれている、そういう場合に使うものとして想定されているのか、そういった質問だったと思います。では、事務局からご回答いただければと思います。

○市民情報サービス課 まず1点目でございます。これにつきましては、実は旧条例で運用していた3月末までの間に目的外の利用・提供にあたっての取り決めのもの、

どういう形でしていたかということ、まずご説明させていただきます。これにつきましては、目的外の利用・提供ということは、審議会の付議事項という形になってございました。ですから、個別案件に応じて審議をしてきたという経緯がございます。ただ、新たな法令に基づきますと、個人情報保護委員会の見解では、個別具体のものについては審査会で審議はできない形ということになってございます。それと、比較的多く遭遇する案件を想定して、類型化しているケースが他都市もございまして、神戸市もそういう類型を持っておりました。その類型の中に書かれている内容も反映しておりますので、前回に引き続き、継続した考え方という形になるかと思っております。ただ、条例は廃止されましたので、必然的にその類型も廃止ということになっており、今何もない状態でございますので、改めて基準を持たせていただければというふうに思います。これが1点目です。

○委員 そういたしますと、過去の類型で考慮されていた利益を、抽象化というか一般化して示したものであると。

○市民情報サービス課 そうでございます。

○委員 これらを定めるにあたっては、特に横並びということではなく、神戸市の内部で過去のケースを検討した上で、こういった起案をされたらと。そういうことでよろしいでしょうか。

○市民情報サービス課 そういことです。

○委員 はい、ありがとうございます。

○市民情報サービス課 2点目の法令に基づく場合についてでございますが、先生ご指摘のとおり、②で書いております上段部分は義務規定、しなければならないという規定になってございますので、求めがあれば出していかなければならないというふうに承知しております。ただ、根拠規定が置かれているケースというのは、できる規定になってございますので、一定の判断が伴うというふうに考えてございます。そういったできる規定につきましては、この指標に基づいた判断が必要だというふうに思っております。以上でございます。

○委員 他に、ご質問あるいは追加修正等のご意見ございますでしょうか。

○委員 きわめて素朴な質問なんですけど、この青の②のところに「提供の対象と

なる保有個人情報の範囲」とあるのですが、それ以外のところは、「提供する保有個人情報」という形で特定されています。この情報というのが、具体的なデータのようなイメージですと、「対象となる個人情報の範囲」が、単なる「提供する保有個人情報」と何が違うのか、何か意図があるのかどうか、聞かせてもらえればと思います。

○委員 員 ただ今のご質問は、②のところ、こちらだけ、ことさらに「提供の対象となる」という文言が入っているのですが。

○委員 員 「範囲」も入っている。

○委員 員 というのですが、何か特別な意味があるのかというご質問かと思います。

○市民情報サービス課 言い回しだけの感じで、対象となると入れたものでございまして、対象範囲ということを示したかっただけでございます。ですから、〇〇委員のご指摘のとおり、提供するという形で限定しても、なんら差支えはないと思っております。以上でございます。

○委員 員 それでは、この②については、文言の修正という形でご対応いただければと思います。

○市民情報サービス課 承知いたしました。

○委員 員 法律とは全く関係ないかもしれませんが、そうすると、①の「提供する保有個人情報」の「情報」というのが、概念じゃなくて具体的なデータのようなものであるとすると、「個人情報の範囲」のように、わざわざ「範囲」を付けることによって何が変わるのかなという疑問が出てくるのが先程の質問の背景にあります。「個人情報」と「個人情報の範囲」、要するに情報という言葉の概念がどこかずれているような気がします。

○委員 員 はい、ありがとうございます。「範囲」という言葉がつくことによって、何か特別な意味付け、あるいは、意味の違いというものも出てくるのか、あるいはこないのか、そういうご趣旨だと思うのですが、いかがでしょうか。

○市民情報サービス課 その点につきましてですが、システムとか、データベースやあるいはテーブルとかで持つておることを対象とすれば、その中から一部の情報という意味での範囲の限定という形のことも想定されるんですけども、ここで

ですね、提供するという形で言いきってしまえば、どれとどれとどれと、ABCということ特定する訳ですから、そういった意味では先生のご指摘のとおりだというふうに思っています。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。専門外的なところもありますので判断できませんが、そのような点も加味・考慮されて適切な文言にしてもらえれば、全く異議等ございません。

○委員 先ほど、一つ前の質問の事務局からの回答の際に、この②の文言について、「提供する保有個人情報」というふう書き換えても、内容上変わるものではない、とのご回答をいただいております。現時点ではそういう方向での修正提案をさせていただくということで考えているんですけども。

○委員 多分、〇〇委員は、情報システム上、個人情報っていう「範囲」っていうと、そこからここっていう「範囲」があるので、その情報のデータの量が、変わってくるんじゃないんですかっていう質問かと思ったんですけども、そうですね。

○委員 ありがとうございます。△△委員。この「提供する保有個人情報」っていうのが、例えば生年月日である場合を考えると、それが合理的かつ限定的であるとすると、次の②の保有個人情報というのが、例えば、提供の対象となったから実際は提供しないけれども提供するという意味かとも思ったのですが。「提供する」にしたとすると、「提供する保有個人情報」というのが、例えば生年月日と性別と云々というものがあつた場合に、ニュアンス的に、範囲を付けられると、後ろの「限度内」であることと整合しているように思うのですが。ことさらこの範囲をつけると、普通に「個人情報が」という場合と、「個人情報の範囲が」という場合とで、どこが違うのかなと気持ちが悪かったという点から、素朴な質問をさせていただきました。

○委員 ありがとうございます。当初のご提案どおりでいくと、複数の概念が出てきてしまい、そうすると、適用の際にも現場において混乱を生じさせるという側面があるかと思えます。そういう意味で、もし、この②のところを事務局から先程ご発言いただいたとおり、「提供する保有個人情報」とすることによって、特に内容上の影響を受けないということであれば、そのような修正を施したいと思うのですが、委員の先生方、それでよろしいでしょうか。

- 委員 何かその、個人情報の中に「範囲」が概念として内在していることと、何かあらためて「範囲」というと少しややこしいんですけど、②の方は要するに、市の方が作為的に提供するというような場合の範囲を必要最低限にという趣旨なのかなと思ったので、「提供範囲」という言葉はおかしいでしょうか。必要以上に出さないことという趣旨と理解したんですけど。「保有個人情報の提供範囲が、事務執行の必要限度内であること」の方が、市側の作為義務としては分かりやすいのかなというふうに思ったんですけど。感想程度ですが。
- 委員 今、新たにご提案いただいたところについてですが、そうすると、「保有個人情報の提供範囲が事務執行の必要限度内であること」、そういう修正提案という理解でよろしいでしょうか。
- 委員 そうですね。そのような趣旨で申し上げました。
- 委員 ニュアンス的な、後半部分の「必要限度内であること」という、そういう言葉とも、相性はいいのかなと思うんですけど。今いただいた再修正提案に関しまして、ご意見ございますでしょうか。②を「保有個人情報の提供範囲が事務執行の必要限度内であること」、そういうふうにしたら、当初の趣旨も活かせるのではないかということかと思えますけど。
- 委員 分野の違い度と思うんですけど、おっしゃっている意味は分かるんですけど、私も実は気持ちが悪いなと思ったんですけど。集合を考えると、個人情報という集合があって、そのデータの中にA B C Dと入っていたとするじゃないですか。それが個人情報だとすると、範囲っていうのは何を指すのか分からない。でも、あまりこだわらなくてもいいんだと思うんですけど。我々の視点から見ると、その多分、同じことなんかなっていうのを、その集合で書いた時にA B C Dっていう個人情報の種類を取ってきましょう、で、そのA B C Dじゃなくて、A B C D E F Gまで取っちゃだめよっていうのが、この②かなと思ったんですけど。それを「範囲」と言って、言葉のあやというか。
- 委員 そうすると、△△委員としては、むしろ「提供する保有個人情報」と言い切っても、特に内容的に変わらないと。
- 委員 言い切った方が、表記ゆれがないんじゃないかと。というのは、多分○○委員も同じ感覚で、私も同じ感覚です。

- 委員 最初の趣旨は、まさにそのとおりです。ただ、後からいただいたご意見にある「提供範囲」というと、相手方の範囲のようにもとれます。文言で書かれている実態がどうなっているのかによると思うので、できるだけシンプルに書いておいたほうが、適用しやすいのではないかと思います。
- 委員 この点に関しましては、案をご作成いただいた事務局の方では、①③とかそういうところでは言われているものと、②というのはちょっと、情報の実態的な物自体、違っているのをイメージされているのでしょうか。それとも、特に変わらないものと理解されているのでしょうか。
- 市民情報サービス課 元々、その保有個人情報の定義といいますと、ひとつひとつの個人情報です。氏名であるとか年齢、生年月日とかですね、住所、そういったものを提供する部分はどこまでなのですか、という、それを範囲という言い方で表したものです。そういったことで、〇〇委員がおっしゃったように、「提供する」と言い切れば、どこまでかという部分というのは確かに限定されるということを思いましたもので、それでいけるのかなというふうに思っています。ただですね、□□委員のご指摘も私どもはどこまでかという範囲という、そういう意味合いで、考えていたところございます。ですから、元々の発想が、データベースに含まれている個人情報全ての中から判断、そこからスタートしてという感覚ではなくて、保有個人情報というのはひとつひとつのその積み重ねです。その中でどこまでという意味合いです。ですから、〇〇委員のおっしゃることも当然ですし、□□委員のご指摘も、十分にこれは範囲というのも、私どもも想定していた部分ではございます。返事が曖昧な形で申し訳ございません。
- 委員 すみません。〇〇委員からおっしゃられたように、私の場合は、提供対象、提供する相手方の方も含みかねないと思いましたが、その部分に関しましては、撤回してもいいかなというふうに思っております。
- 委員 ありがとうございます。それでしたら、先ほど△△委員からもありましたように、まあ、表記ゆれがあるとなかなか現場対応も大変というところもあるかと思いますので、「提供する保有個人情報が事務執行の必要限度内であること」、そういう形での修正を施すということにさせていただきたいと思います。
- 委員 蒸し返して恐縮ですが、事務局のご説明を聞いて思いましたのは、まず、

個人情報保護法上に個人情報の定義があるわけですね。それによりますと、個人情報とは生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいうと。条文で言うと2条1項1号ですが、その当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものって定義がしてあると。今、事務局が、おっしゃった例ですと、一つの情報の中に氏名、生年月日、住所っていう3つの個人識別性のある記述があった場合、この氏名、生年月日、住所をまとめて保有個人情報と言うというのが法令上の定義ということによろしいでしょうか。と申しますのも、やはり「範囲」という言葉がないと、「提供する保有個人情報」というだけだと、氏名、生年月日、住所の固まりを指すことになってしまうと。そうではなくて、当該事務執行をするにあたっては、氏名はさしあたり要りませんと、生年月日と、住所の例えば、都道府県、市町村レベルくらいまで欲しいですと、いうことになった時は、これは、保有個人情報の一部に過ぎないので、やはり、ここに「範囲」という言葉がないと、そういった部分的な提供が少なくとも文言上は読み取りづらくなるってことなのかなあとというふうに理解いたしまして、そうするとやっぱり「範囲」という言葉があった方が良いのかなあと。今の事務局のご説明を聞いて思ったんですが、いかがでしょうか。

○委員 おっしゃるとおりで、最初に申し上げたのは、「情報」がきちんと定義されていて、その概念が割とみんなで共有できるのであれば、②の後半が「限度内」という言い方ですから、「情報の範囲が」というのも全然違和感ないんですね。だから、ここで言う「個人情報」がデータのようなものを指しているのであれば、この「範囲」というのは気持ちが悪いと思っただけです。この「情報」が、ひとつふたつと数えられないようなもの、要するに具体的なデータによって伝えられるものであれば、それが範囲を持っているように思います。これですと、適用する時になかなかややこしいなあ、とは思いますが、「提供する保有個人情報の範囲が限度内である」というのは、ものすごく概念としてはスッキリした話になるように思います。本来の趣旨はそのあたりでした。

○委員 この「対象となる」も気になるというふうに〇〇委員おっしゃっていたかと思うんですけど、こちらはいかがですか。

○委員 「対象となる」とわざわざ言わなくても、「提供する保有個人情報の範囲」というので、上の提供する保有個人情報というのと全く同じで、②は特にその範囲と言わなければ、限度内に収める、収められないの話になるとい

う理解です。

○委員 ありがとうございます。そうすると、今、議論を一周回ってという表現が正しいか分からないですけども、「提供する保有個人情報の範囲が」とするのが、落ち着きどころとしては一番よろしいのではないのかと思うのですが、意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員 では、こちらの②につきましては、「提供する保有個人情報の範囲が事務執行の必要限度内であること」という文言修正を加えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○市民情報サービス課 はい。承知しました。

○委員 法令に基づく場合については、これくらいでよろしいでしょうか。

○委員 事務対応ガイドでは、「法令の趣旨に沿って、適切に判断される必要がある。」とされていて、この「法令の趣旨」っていうのは、捜査関係事項照会とかであれば刑事訴訟法とかそういうことだと思うんですけど、この「法令の趣旨」というのは、この青い部分のどこに反映されているのかなという点と。もう一点は、7番の注1のところ、「個人の権利利益と公益との比較衡量」となっているんですが、この公益っていうのは、おそらく提供して欲しいって言っている側の公益だと思うんですけど、その保有している側の公益っていうのは、どこで判断するのかっていう、この2点を教えていただけたらと思います。

○委員 では、事務局からお願いいたします。

○市民情報サービス課 まず、1点目でございますが、「法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある」ということでございますが、これにつきましては、①の利用目的が合理的かつ限定的であること、「法令の趣旨に」と言いますのは、どういった目的でそれを収集する、提供を受けたいと思っているかというところでございますので、①の方で包含されている、というふうに解釈しているところでございます。

2点目でございますが、個人の権利利益と公益との利益衡量の部分につきましてですが、公益性と言いますのは、元々が公益に資するから実施機関は、個人情報を保有しているということでございますので、その部分について、保有する側の公益というのは、そもそもの利用目的の趣旨でござい

ます。それにあたらない使い方ということで、目的外提供するということ
でございますので、この公益というのは、相手方の公益、それを提供する
ことによって、相手方が行おうとしている事務に、公益性があるのかどう
かという判断、そういった点について公益性との利益衡量ということを考
えてございます。ですから、保有側の公益ということではございません。

○委 員 そうなると、保有している側の公益性はこちらの限定的にするとか必要な
範囲というところで守られるという理解でいいですかね。

○市民情報サービス課 はい。先生ご指摘のとおりでございます。公益と言いますか、利用目的外
に提供いたしますので、そういった意味では限定していくということで、
個人の権利利益を不当に侵害しない形で提供するということになるかと思
います。

○委 員 ②の今問題になっていた条文なのですが、その「事務執行の必要限度」と
いうのは、これは提供する相手方の事務執行のことですよ。それから⑥
に「法律の規定に基づく事務の遂行が困難であること」とありまして、同
じ概念を指すのであれば、文言を統一しても良いのかなあというのが一
つと、⑥「法律」の規定とありますが、これは「法令」でもいいのではと思
いますが。

○委 員 ⑥のところ、「事務の執行」となっているんですけど、もし②と同様の意
味であれば、「事務執行」ということで良いのではと。あともう一つが、「法
律」とあるんですけど、「法令」とした方がより適切に運用できるかと思
うんですけども、今のご提案につきまして、事務局の方で、何かご意見ご
ざいましたら、お願いいたします。

○市民情報サービス課 先生ご指摘のとおりでございますので、修正いたします。

○委 員 どちらに合わせますかね。⑥の「法令の規定に基づく事務の遂行」にして
も、少しくどくはなりますが、その方が正確かもしれませんが。

○市民情報サービス課 はい。そのように。

○委 員 では、②の修正、追加的になりますけれども、②は「提供する保有個人情報
の範囲が、法令の規定に基づく事務の執行の必要限度内である」というふ
うに、していただければと思います。

- 委員 質問みたいになるんですけども、法令に基づく場合、本文のところですね。「提供についての公益性が十分にある又は優越している」場合ということで、ふたつ一応列挙していると思うんです。これは、優越っているのは、公益性が優るということで提供するという、公益性が十分にあるという程度でも、一応提供するというケースがあることを想定しているということなんですか。
- 市民情報サービス課 その点、天秤にかけた形で思い描くんですけども、やはり、どちらが重たいかというようなバランスのところを考えていきます。そういった時に、十分にある、優越しているというのは、やはり重くなっているということ想定しているんですけども、バランスを保っている場合というより、公益性が十分にあるというの、やはり、そちらの方が優っているという思いで、書かせていただいております。
- 委員 それは、イコールではないんですか。結局はそちらも優っているという、十分にあるという。
- 市民情報サービス課 はい。
- 委員 文言的には、この公益性が十分にあると、又はなので、場合としては別の場合を想定しているのかなという書きぶりで、優越というのはまさに言葉どおり公益性が優っているのでそちらで提供という。十分にあるってことは、比較衡量の中である程度公益性が十分あれば、不当に侵害するおそれがないってところとも関わるとは思うんですが、そこまでいかなければ公益性が十分にあるってことで提供というパターンがあるのかな、というふうに、この設定からは思ったんですけど、それが正しいのかどうかは別にして、一応、そういうふうに読めるのかなと思ったんですが。
- 市民情報サービス課 実際の運用でまいりますと、やはり、公益性の方が優らないと提供できないという考えになります。従いまして、十分にあるということで、逆に、権利利益の方に重きを置いているケースについては、やはり提供が不可というふうに思いますので、十分にあるというのが曖昧な表現であれば、修正をさせていただきたいと思います。
- 委員 はい。その修正は削除ということですか。それとも、なにか別の表現にという。

- 市民情報サービス課 この場合、削除させていただければと思います。
- 委員 はい。承知いたしました。では、「十分にある又は」まで削除ということでお願いいたします。
- 委員 69条の2項の但し書きの方ですね、本人又は第三者の権利利益をということになっていまして、他方、これは法令に基づく場合に限らず、すべて最後の⑦ですとか、次の⑤ですかね。⑤のところで、本人に限定して規定されているんですが、これはことさら典型的に第三者の例が出てくるわけではないんですが、ここのところの違いが気になりましたので、何か第三者を除外する趣旨では、おそくないだろうと思っているんですが、ご説明いただけたらと思います。
- 市民情報サービス課 その点につきましては、よく法令に基づく場合の求めと言いますのは、概ね特定個人が指定されるケースになりますので、第三者という概念で、提供するケースというのは、想定しがたいところではあるんですが、基本的には本人に限定しているという意味ではございません。基本的に提供するものについて、第三者の情報も表れていると、仮にすれば、やはりそこも利益衡量が必要だというふうに思っております。
- 委員 そうであれば、この注1のところや⑦は、「又は第三者」を加えるという方向の修正をさせていただくのもよろしいでしょうか。
- 市民情報サービス課 はい。
- 委員 では、そのようにお願いいたします。
- 委員 他に、法令に基づく場合につきまして、だいたいご意見出尽くしたというところでしょうか。
- 委員 それでは、その次の相当な理由があるときにつきましても、同様にご質問、あるいは、ご意見、修正提案ございましたらお願いいたします。
- 委員 ②ですけれども、これ、先ほどの②と同様の趣旨かと思うんですが、こちらの方は「範囲」という言葉が入っておりませんが、この趣旨からいくと入れておいた方が良いということになりますでしょうか。

- 委員 「範囲」の位置が。
- 委員 「事務の遂行に必要な範囲内」か。そちらで読むということですね。
- 委員 ちょっと、表記ゆれに。
- 委員 そうですね。
- 委員 ただ、これは先ほどの方の②は「必要限度内」となっていて、それと同じ趣旨を「必要な範囲内」とされているのかなと、同じ趣旨だとすると何かさつきと同じ文言を合わせても良いのかなというふうに思いましたが。
- 市民情報サービス課 はい。合わせていただきます。
- 委員 では、②の表記ゆれの方ですね、合わすということでご対応いただければと思います。
- 委員 他にご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。
- 委員 特に、追加的なご質問、ご意見等ないようでしたら、先ほどの②についての表記文言の統一という修正のほかは、こちらの案のとおりとさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員 はい。ありがとうございます。
引き続きまして、特別な理由があるときについても、同様にご質問、ご意見いただけましたらと思います。
- 委員 先ほどと同じような、単に言い方の問題かもしれませんが、⑥のところ、この「提供を受ける側」の前に「事務の遂行のために」と付いている点について。例えば、②とか③では、単に「提供を受ける側」とあるのに対して、この⑥で、特に「事務の遂行のために」と前に付けてあるのは特別な意図があるのでしょうか。もしそうじゃないのであれば、単に「提供を受ける側」としておくのが、文言が合わせられていて分かりやすいのではないかと思います。
- 委員 ありがとうございます。では、今の点につきまして、事務局として何か違

いがあるのかということなのですが、いかがでしょうか。

○市民情報サービス課 特段、意味合いはございませんが、事務の遂行のという形で、現場がこの仕事に使うための、その情報についての適正管理という、そういう繋がり方を想定しただけでして、無くても大丈夫だと思います。

○委 員 はい。では⑥のところ、「事務の遂行のために」までを削除という、ご対応をいただければと思います。
他にご意見等ございますでしょうか。

○委 員 条文によりますと、第 69 条第 2 項の、「ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない」となると、これが該当すれば排除すると、最後の判断材料のように読めるんですが、青の四角の中に、不当に侵害するおそれが並列的に入り込んでいるんですけど、これは相当性の判断で一回判断をして、更に、最後にもう一度判断するというような感じで、判断をされるということでもいいんですか。それとも、並列的に判断をするという運用なんでしょうか。

○市民情報サービス課 先生ご指摘の点でございますが、まさしく条文規定がございますので、それはもう、当然、守らなければならないものと思っております。そういった意味で、ここでは繰り返しのような形で、定義をさせていただいておりますが、7 番目のところで、それを取って載せております。これらにつきましては、①から⑥すべてを満たさなければならないという考えのもとで整理しているものではございませんが、先生ご指摘の点はですね、並列的っていいですか、そういった適用は当然必要なものというふうに思っております。

○委 員 ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

○委 員 上から 2 行目に、「特定団体等の利益のために」という言葉が出てくるんですが、ここに出てくる「特定団体等」というのは何か定義づけられた用語なのかどうかということをお教えいただけたらと思います。

○市民情報サービス課 特段、定義づけられたものではございません。幅広く団体というものが想定されます。公益団体もありましょうし、社団法人とか様々あるかと思っております。そういったものを包括的に「特定団体等」という言い方をしているだけでございまして、定義的なものはございません。以上でございます。

- 委員 何か、「特定団体」っていう固有の法的な概念があるのかなと読んでしまったんですが、誤読のおそれが無ければ、別によろしいかなと思います。
- 委員 はい。文言については、このままということで。
- 委員 そうですね。あの、他の委員の先生がよろしければそれで結構です。
- 委員 はい。この「特定団体等」という表現ですけれども、このままで誤読の可能性あるかどうかというところですが、いかがでしょうか。
- 委員 そうですね。「の」を入れた方が何か。
- 委員 「特定の団体等」と。
- 委員 ただ、「の」が続き過ぎるかなという気も若干しなくはないんですが。
- 委員 そうですね。「特定の団体等の利益」、その方が落ち着きがいい気がしますね。「特定の団体等の利益のため」というふうな修正をさせていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 委員 では、そのようにご対応いただければと思います。
- 委員 他、いかがでしょうか。
では、特に追加的なものがなければ、ちょっと私、言いそびれてしまった点もあるんですけれども、先ほど、相当な理由があるときと今回の特別な理由があるとき、それぞれですね、⑤と⑦、一番最後のところですが、こちらは、法令に基づく場合のときに言及させていただいたように、「本人又は第三者の」という形でご修正、対応いただければと思います。
- 市民情報サービス課 はい。
- 委員 では、ご審議いただいた法令に基づく場合と、相当な理由があるときと、特別な理由があるときにつきましては、先ほどの、議論させていただいたとおり、修正対応させていただければと思うのですが、事務局の方から、

何か追加的に述べておくこと等ございますでしょうか。

○市民情報サービス課 特段ございません。

○委員 すみません、一点ちょっと気が付きました。

○委員 はい、お願いします。

○委員 法69条2項4号は、法文で言うと特別の理由になっているんですが、ガイドラインの方が特別な理由になっていますので、合わせていただいたら良いかなと思いました。

○委員 ありがとうございます。
そちらの修正も追加していただいて、お願いします。
では、只今ご指摘いただいた点を修正の上、判断基準として整えたうえで答申することとさせていただければと思います。なお、最終的な文言等の調整につきましては、会長の方に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○委員 では、そのようにさせていただきたいと思います。
最後に、事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○事務局 本日は、長時間にわたりまして、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。今後の審査会の予定でございますが、実施機関から諮問に応じて審議いただくということになってございます。従いまして、実施機関からの諮問が出されました時には、その都度、先生方の日程調整を図らせていただき、開催させていただきたいと思っておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。では、本日は以上を持ちまして、第1回神戸市個人情報保護審査会を終了させていただきたいと思います。委員の先生方、そして、事務局の皆様、どうもありがとうございました。